

令和3年6月における武蔵野市特別職の職員の期末手当に関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

令和3年6月における武蔵野市特別職の職員の期末手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和3年6月における次に掲げる職員（議会の議員の中から選任された監査委員を除く。以下「市長等」という。）の期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 監査委員
- (4) 教育長

(支給額)

第2条 期末手当の額は、市長等の給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額とする。

(支給日)

第3条 期末手当の支給日は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年6月1日から適用する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

令和3年6月における武蔵野市常勤特別職の職員の期末手当について定めるものである。